

○廃止する昭和五十八年郵政省告示第三百二十五号（電波法施行規則第四十三条の五第一項第四号の規定に基づき、船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類を定める件）と新規制定告示 新旧対照表

新規制定告示	廃止告示
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）<u>第四十三条の四</u>第一項第四号の規定に基づき、船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類を次のように<u>定め、平成三十一年一月一日から施行する。</u></p> <p><u>なお、昭和五十八年郵政省告示第三百二十五号（電波法施行規則第四十三条の五第一項第四号の規定に基づき、船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。</u></p> <p>海岸局の責任者、船舶局又は船舶地球局のある船舶の責任者等<u>であって</u>総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めたものの証明した経歴証明書</p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）<u>第四十三条の五</u>第一項第四号の規定に基づき、船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類を次のように<u>定める。</u></p> <p>海岸局の責任者、船舶局又は船舶地球局のある船舶の責任者等<u>であつて</u>総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めたものの証明した経歴証明書</p>

○廃止する昭和四十四年郵政省告示第二百三十六号（電波法施行規則の規定により安全通報の発信に関する報告の手続きを定める件）と新規制定告示 新旧対照表

新規制定告示	廃止告示	
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）<u>第四十二条の三</u>の規定により、安全通報の発信に関する報告の手続きを次のように<u>定め、平成三十一年一月一日から施行する。</u></p> <p><u>なお、昭和四十四年郵政省告示第二百三十六号（電波法施行規則の規定により安全通報の発信に関する報告の手続きを定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。</u></p> <p><u>毎年一月から十二月までの期間ごとに、その期間中における安全通報の種類別の通数、通信回数及び延べ通信時間を文書により報告すること。</u></p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）<u>第四十二条</u>の規定により、安全通報の発信に関する報告の手続きを次のように<u>定める。</u></p>	
	<p><u>無線局の区別</u></p> <p><u>一 電波法施行規則第四十一条の規定により、抄録を提出しなければならない無線局</u></p>	<p><u>報告の手続き</u></p> <p><u>電波法施行規則第四十一条第一項に規定する期間ごとに、その期間中における安全通報の種類別の通数、通信回数及び延べ通信時間を抄録に付記して報告すること。</u></p>
	<p><u>二 その他の無線局</u></p>	<p><u>毎年一月から十二月までの期間ごとに、その期間中における安全通報の種類別の通数、通信回数及び延べ通信時間を文書により報告すること。</u></p>

○廃止する平成十七年総務省告示第八百二号（放送局の事業計画のうち特に公表することが適当であるとして総務大臣が告示する事項を定めた件）と新規制定告示 新旧対照表

新規制定告示	廃止告示
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）<u>第六条の三の四</u>第一項の規定に基づき、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第二項の申請書及び<u>同項第四号</u>の事業計画の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を次のように<u>定め、平成三十一年一月一日から施行する。</u></p> <p><u>なお、平成十七年総務省告示第八百二号（放送局の事業計画のうち特に公表することが適当であるとして総務大臣が告示する事項を定めた件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。</u></p> <p>一～三 （略）</p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）<u>第六条の三の二</u>第一項の規定に基づき、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第二項の申請書及び<u>同項第三号</u>の事業計画の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を次のように<u>定める。</u></p> <p>一～三 （略）</p>

○廃止する昭和五十九年郵政省告示第六百六号（変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を定める件）と新規制定告示 新旧対照表

新規制定告示	廃止告示
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第二号<u>二の項(18)</u>の規定により、変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を次のように<u>定め、平成三十一年一月一日から施行する。</u></p> <p><u>なお、昭和五十九年郵政省告示第六百六号（変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。</u></p> <p>電波法施行規則<u>第十五条の二第一項第三号</u>に規定するVSAT地球局の無線設備の変更に係る工事<u>であって</u>、送信装置に入力端子及びこれに接続する入力信号回路を増設するもの（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴うものを除く。）。</p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第二号<u>二の項(17)</u>の規定により、変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1131 758 2045 981">1 <u>電波法施行規則第二十八条の四第一項の補助設備の電源を同項各号に掲げるものの用に供するための無線設備の変更の工事及び同条第三項の義務船舶無線電話の補助電源を同条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げるものの用に供するための無線設備の変更の工事。</u><li data-bbox="1131 989 2045 1212">2 電波法施行規則<u>第三十八条第三項</u>に規定するVSAT地球局の無線設備の変更に係る工事<u>であって</u>、送信装置に入力端子及びこれに接続する入力信号回路を増設するもの（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴うものを除く。）。

○廃止する平成十六総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）と新規制定告示 新旧対照表

新規制定告示	廃止告示
<p>無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第5まで、別表第二号の三第1及び第2の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を次のように定める。</p> <p><u>なお、平成十六総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。</u></p> <p>一・二 （略）</p>	<p>無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第6まで、別表第二号の三第1及び別表第二号の三第3の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を次のように定める。</p> <p><u>なお、平成十年郵政省告示第百四十八号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的の欄、移動範囲の欄及び停泊港コードの欄並びに工事設計書の通信方式の欄、変調方式の欄及び空中線型式等の欄に記載するためのコード表を定める件）は廃止する。</u></p> <p>一・二 （略）</p>

○廃止する平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）と新規制定告示 新旧対照表

新規制定告示					廃止告示						
<p>無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から 第5 まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び 第2 並びに別表第二号の四の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を次のように定める。</p> <p>なお、<u>平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。</u></p> <p>無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。</p>					<p>無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から 第6 まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び 第3 並びに別表第二号の四の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を次のように定める。</p> <p>なお、<u>平成十年郵政省告示第百四十八号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的の欄、移動範囲の欄及び停泊港コードの欄並びに工事設計書の通信方式の欄、変調方式の欄及び空中線型式等の欄に記載するためのコード表を定める件）は廃止する。</u></p> <p>無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。</p>						
一 記載欄	二 無線局事項書及び工事設計書の様式				三 コード表	一 記載欄	二 無線局事項書及び工事設計書の様式				三 コード表
	別表第二号	別表第	別表第二号の三	別表第			別表第二号	別表第	別表第二号の三	別表第	

	二 号 の 二			二 号 の 四			
	(略)	第 4	第 5	(略)	第 1	第 <u>2</u>	
無線局種別コードの欄		○	○		○	○	別表第一号
放送事項の欄			○				別表第二号
無線設備の設置場所の欄							別表第三号
無線設備の設置場所又は常置場所の欄							
移動範囲の欄					○		別表第四号
無線設備を設置しようとする区域の欄							
業務区域の欄							
船舶の用途コードの欄							別表第五号
用途コードの欄						○	

	二 号 の 二				二 号 の 四			
	(略)	第 4	第 5	第 <u>6</u>	(略)	第 1	第 <u>3</u>	
無線局種別コードの欄		○	○	○		○	○	別表第一号
放送事項の欄			○					別表第二号
無線設備の設置場所の欄								別表第三号
無線設備の設置場所又は常置場所の欄								
移動範囲の欄						○		別表第四号
無線設備を設置しようとする区域の欄								
業務区域の欄								
船舶の用途コードの欄								別表第五号
用途コードの欄							○	

旅客定員コードの欄						○		別表第六号								○		別表第六号
長さコードの欄						○		別表第七号								○		別表第七号
航行する海域コードの欄						○		別表第八号								○		別表第八号
航行区域又は従業制限コードの欄						○		別表第九号								○		別表第九号
施行規則第28条第2項の無線設備等の欄								別表第十号										別表第十号
施行規則第28条第3項及び第6項の無線設備等の欄								別表第十一号										別表第十一号
航空機の用途コードの欄								別表第十二号										別表第十二号
用途コードの欄						○										○		
人工衛星の軌道又は位置の欄			○					別表第十三号				○	<u>○</u>					別表第十三号

								号
附属装置の欄				○	○			別表第二十二号
工事設計の欄								別表第二十三号

注 記載するコードは、○印を付したものとする。

別表第一号 無線局の種別コード

第1 (略)

第2 補足コード

項目	コード
V S A T 地球局	T S
V S A T 制御地球局	T T

別表第二号～別表第十四号 (略)

別表第十五号 送信の方式コード

放送の種類	設置場所	項目	備考	コード
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
超短波放	地上	超短波放送に関する送信の標準		F A 1

								号
附属装置の欄				○	○			別表第二十二号
工事設計の欄								別表第二十三号

注 記載するコードは、○印を付したものとする。

別表第一号 無線局の種別コード

第1 (略)

第2 補足コード

項目	コード
V S A T 地球局	T S
V S A T 制御地球局	T T
<u>パーソナル無線</u>	<u>P A</u>

別表第二号～別表第十四号 (略)

別表第十五号 送信の方式コード

放送の種類	設置場所	項目	備考	コード
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
超短波放	地上	超短波放送に関する送信の標準	<u>超短波放送に関する</u>	F A 1

送		方式（平成23年総務省令第86号）第2章に規定される方式によりモノホニック放送を行うもの			送		方式（平成23年総務省令第86号）第2章に規定される方式によりモノホニック放送を行うもの	<u>る送信の標準方式第14条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。</u>	
	地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりステレオホニック放送を行うもの	FA2			地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりステレオホニック放送を行うもの		FA2
	地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりモノホニック放送及びステレオホニック放送を併せ行うもの	FA3			地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりモノホニック放送及びステレオホニック放送を併せ行うもの		FA3
					<u>人工衛星</u>	<u>超短波放送に関する送信の標準方式第3章に規</u>		<u>FA4</u>	

	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十六号～別表第二十一号 (略)

別表第二十二号 付属装置コード

項目	コード	補足事項	備考
警報装置（移動する無線局を除く。）	A L M	警報を発生し、 <u>又は</u> 警報を受ける場所 <u>又は</u> 識別信号	注 1
監視装置（移動する無線局を除く。）	M O N	監視し、 <u>又は</u> 監視される場所 <u>又は</u> 識別信号	注 1
制御装置（移動する無線局を除く。）	C O N	制御し、 <u>又は</u> 制御される場所 <u>又は</u> 識別信号	注 1
(略)	(略)	(略)	(略)

		<u>定される方式により放送するもの</u>		
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十六号～別表第二十一号 (略)

別表第二十二号 付属装置コード

項目	コード	補足事項	備考
警報装置（移動する無線局を除く。）	A L M	警報を発生し <u>又は</u> 警報を受ける場所 <u>若しくは</u> 識別信号	注 1
監視装置（移動する無線局を除く。）	M O N	監視し <u>又は</u> 監視される場所 <u>若しくは</u> 識別信号	注 1
制御装置（移動する無線局を除く。）	C O N	制御し <u>又は</u> 制御される場所 <u>若しくは</u> 識別信号	注 1
(略)	(略)	(略)	(略)

撮像装置（テレビジョン伝送装置を含む。）（ <u>地上基幹放送局</u> を除く。）	V D S		
（略）	（略）	（略）	（略）

注1 当該装置の設置場所と同一の設置場所にある無線設備について警報を発し、監視し又は制御するものは、記載を要しない。

2 他の地上基幹放送局及び地球局と共用するものであるときは、当該他の地上基幹放送局及び地球局の名称を記載すること。

3 電気通信業務用の無線局の装置で端局装置から端末までに挿入されるものは、記載を要しない。

4 送信所、演奏所及び受信所相互間の連絡線又は当該地上基幹放送局が同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を同時に中継して送信するものの場合における当該他の地上基幹放送局から当該申請若しくは届出に係る地上基幹放送局までの連絡線について記載すること。

5 海岸局及び無線標定移動局にあつては、記載事項の欄に掲げる事項の記載を要しない。

別表第二十三号 （略）

撮像装置（テレビジョン伝送装置を含む。 <u>地上基幹放送局</u> を除く。）	V D S		
（略）	（略）	（略）	（略）

注1 当該装置の設置場所と同一の設置場所にある無線設備について警報を発し、監視し又は制御するものは 記載を要しない。

注2 他の地上基幹放送局及び地球局と共用するものであるときは 当該他の地上基幹放送局及び地球局の名称を記載すること。

注3 電気通信業務用の無線局の装置で端局装置から端末までに挿入されるものは、記載を要しない。

注4 送信所、演奏所及び受信所相互間の連絡線又は当該地上基幹放送局が同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を同時に中継して送信するものの場合における当該他の地上基幹放送局から当該申請若しくは届出に係る地上基幹放送局までの連絡線について記載すること。

注5 海岸局及び無線標定移動局にあつては、記載事項の欄に掲げる事項の記載を要しない。

別表第二十三号 （略）